

平成 28 年 3 月 4 日

各 位

会社名 株式会社 ハローズ  
代表者名 代表取締役社長 佐藤 利行  
(コード番号:2742 東証第一部)  
問合せ先 取締役副社長 佐藤 太志  
(電話番号 086-483-1011)

## 新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 4 日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 【本資金調達目的】

当社は、広島、岡山、香川、愛媛、徳島及び兵庫商勢圏（瀬戸内沿岸部）において 24 時間営業を主体にした食品スーパーマーケットを営んでおります。

昭和 33 年の会社設立以来、当社は、経営理念の一つである「地域社会の生活文化向上に貢献する」に基づき、ドミナント出店（一定の地域に集中的に出店すること）を基本戦略として着実に商圏を拡大し、平成 28 年 3 月 4 日現在、69 店舗を運営しております。

昨今、市場には様々な商品が流通し、消費者は多様な選択肢の中から自分に合った物を自由に選べる環境にあり、また、消費者のライフスタイルは年々変化しており、生活シーンの多様化はますます進んでいくと考えられます。

このような状況の中、当社は、店舗のクリンリネス、商品の鮮度・価格・品質・品揃え等基本の徹底とサービスの充実により、「地域一番お客様貢献店づくり」に取り組んでおり、これに基づく新規出店を行っていくことで、商圏のさらなる拡大を企図しております。

具体的には、今後、広島、岡山、香川、愛媛、徳島及び兵庫商勢圏でのドミナント化を確立してまいります。業態に関しましては、主にサブバブ（郊外住宅地域）又はアーバン（都市住宅地域）に、売場面積 600 坪型又は 450 坪型の標準化した 24 時間営業のフォーマットを確立し、また、買物に便利な商業集積地として、異業種と複合化したオープンモール型の NSC（近隣型ショッピングセンター）化と商圏内ベスト立地の確保に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

今回の新株式発行による調達資金は、上記の経営戦略に基づいた店舗新設のための設備投資資金の一部に充当する予定です。本資金調達を通じ、当社の商勢圏内でのドミナント化を着実に進めるとともに、自己資本の拡充により財務基盤を強化することで、中期的な事業拡大に向けた資金調達余力を高め、企業価値の最大化を目指してまいります。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 記

### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,565,300 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 28 年 3 月 14 日(月)から平成 28 年 3 月 17 日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成 28 年 3 月 22 日(火)から平成 28 年 3 月 25 日(金)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 佐藤利行に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

### 2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売出席式の種類及び数 当社普通株式 234,700 株  
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出席式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売出席人 野村證券株式会社
- (3) 売出席格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出席格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出席方法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主である佐藤利行から 234,700 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申込株数単位 100 株
- (8) 売出席格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 佐藤利行に一

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出席出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

任する。

(9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

(1) 募集株式の当社普通株式 234,700 株  
種類及び数

(2) 払込金額の発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と決定方法同一とする。

(3) 増加する資本金 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金  
及び資本 等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたとき  
準備金の額 は、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資  
本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(4) 割 当 先 野村証券株式会社

(5) 申 込 期 間 平成 28 年 4 月 18 日(月)  
( 申 込 期 日 )

(6) 払 込 期 日 平成 28 年 4 月 19 日(火)

(7) 申 込 株 数 単 位 100 株

(8) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。

(9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 佐藤利行に一任する。

(10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村証券株式会社から当社株主である佐藤利行から 234,700 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、234,700 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われぬ場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主である佐藤利行から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成 28 年 3 月 4 日（金）開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式 234,700 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成 28 年 4 月 19 日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出し（以下「本件募集売出し」という。）の申込期間の終了する日の翌日から平成 28 年 4 月 12 日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われぬ場合があります。

野村証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

2. 今回の公募による新株式発行及び第三者割当による新株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	18,144,000 株	（平成 28 年 3 月 4 日現在）
公募による新株式発行による増加株式数	1,565,300 株	
公募による新株式発行後の発行済株式総数	19,709,300 株	
第三者割当による新株式発行による増加株式数	234,700 株	（注）
第三者割当による新株式発行後の発行済株式総数	19,944,000 株	（注）

（注）前記「3. 第三者割当による新株式発行」（1）に記載の募集株式数の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

### 3. 調達資金の用途

#### (1) 今回の調達資金の用途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 4,219,820,000 円については、全額を設備投資資金に充当する予定であります。当社は、広島、岡山、香川、愛媛、徳島及び兵庫商勢圏（瀬戸内沿岸部）においてドミナント出店（一定の地域に集中的に出店すること）を行っており、今回の手取金については、これらの商勢圏における店舗新設のための設備投資資金の一部に充当する予定であります。また、支払時期については、平成 29 年 2 月期中に 3,000 百万円、残額については平成 30 年 2 月期中を予定しております。

なお、当社の設備計画の内容は、平成 28 年 3 月 4 日現在（ただし、既支払額については平成 28 年 1 月 31 日現在）、以下のとおりとなっております。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手(予定) 年月	完了予定 年月	完成後の増 加売場面積 (㎡)
		総額	既支払額				
東姫路店(仮称) 兵庫県姫路市	店舗新設	1,073	54	増資資金、 自己資金 及び借入金等	平成 28 年 1 月	平成 28 年 4 月	2,100
広畑店(仮称) 兵庫県姫路市	店舗新設	411	—		平成 28 年 3 月	平成 28 年 5 月	2,000
江田店(仮称) 徳島県小松島市	店舗新設	1,193	100		平成 27 年 12 月	平成 28 年 11 月	2,068
平成 29 年 2 月期中に 出店予定の 2 店舗 (うち 1 店舗は徳島県)	店舗新設	1,596	17		平成 28 年 4 月	平成 29 年 2 月	4,016
平成 30 年 2 月期中に 出店予定の 6 店舗 (広島県・兵庫県他)	店舗新設	8,290	106		平成 28 年 11 月	平成 30 年 2 月	11,600
合計		12,563	278	—	—	—	21,784

(注) 1. 上記の投資予定金額の総額においては、リース、受入建設協力金、受入敷金による計画を控除しておりません。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 完成後の増加売場面積は、スーパーマーケットの面積のみを表示しております。

4. 増資資金は、今回の一般募集及び本件第三者割当増資に係るものであります。

#### (2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

#### (3) 業績に与える影響

今回の新株式発行及び株式売出しは、財務基盤の強化及び中長期的な業績の向上に資するものと考えております。

### 4. 株主への利益配分等

#### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元については、経営の最重要課題のひとつとして位置付けており、主に出店等の設備投資など、経営基盤の強化に必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当の継続を基本方針としております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社の剰余金の配当は、平成 27 年 2 月期までは期末配当のみとしておりましたが、平成 28 年 2 月期より中間配当及び期末配当の年 2 回とし、1 株当たり 8 円の中間配当を行っております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、新店舗の建設や既存店舗の改装等、設備投資資金に充当し、なお一層の業容拡大を図る所存であります。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 25 年 2 月期	平成 26 年 2 月期	平成 27 年 2 月期
1 株当たり当期純利益	77.65 円	98.72 円	115.86 円
1 株当たり年間配当額 (うち 1 株当たり中間配当額)	11.00 円 (-)	14.00 円 (-)	16.00 円 (-)
実績配当性向	14.2%	14.2%	13.8%
自己資本当期純利益率	10.5%	12.1%	12.8%
純資産配当率	1.5%	1.7%	1.8%

(注) 1. 実績配当性向は、1 株当たり年間配当額を 1 株当たり当期純利益で除した数値であります。

2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（純資産合計から新株予約権を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値であります。

3. 純資産配当率は、1 株当たり年間配当額を 1 株当たり純資産（期首と期末の平均）で除した数値であります。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

平成 27 年 3 月 12 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条に基づき、当社の従業員に対し、自己株式を活用したストック・オプション（新株予約権）の付与を決議しており、当該ストック・オプション（新株予約権）の内容は平成 28 年 3 月 4 日現在以下のとおりであります。一般募集及び本件第三者割当増資後の発行済株式総数（19,944,000 株）に対する下記交付株式残数の比率は 0.59%となります。

取締役会決議日 (割当日)	交付株式 残数	新株予約権 の行使時の 払込金額	資本組入額	行使期間
平成 27 年 3 月 12 日 (平成 27 年 3 月 27 日)	118,100 株	1,400 円	- (注)	自 平成 29 年 3 月 13 日 至 平成 32 年 3 月 12 日

(注) 自己株式を充当するため、新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成26年2月期	平成27年2月期	平成28年2月期	平成29年2月期
始 値	719 円	1,124 円	1,470 円	2,500 円
高 値	1,299 円	1,700 円	6,290 円	2,597 円
安 値	719 円	979 円	1,384 円	2,404 円
終 値	1,124 円	1,478 円	2,513 円	2,565 円
株価収益率	11.4 倍	12.8 倍	—	—

- (注) 1. 株価は、平成25年7月15日以前は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、平成25年7月16日から平成27年10月15日までは東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、平成27年10月16日以降は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
2. 平成29年2月期の株価については、平成28年3月3日現在で表示しております。
3. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値です。なお、平成28年2月期に関しては、決算が確定していないため、平成29年2月期に関しては期中であるため記載しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等  
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である株式会社サンローズ、佐藤利行、佐藤太志、公益財団法人ハローズ財団、小塩登美子、佐藤新三及び佐藤弘和は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。